5　公述の申出

⑴　公聴会において公述しようとする方は、公述申込書及び公述書それぞれ３部を平成27年７月17日（金）までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会（東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　郵便番号100―8918）あてお送りください。

⑵　公述申込書には、事案番号、事案の種類、指定する地域、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年令（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び住所並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年令）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあっては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。

⑶　公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。

⑷　議事の整理上、一般公述人の人数は、10人以内とし、また、１人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を平成27年７月31日（金）午前10時から運輸審議会及び神戸運輸監理部兵庫陸運部輸送部門の掲示板に掲示します。

6　傍聴の申込み

⑴　傍聴を希望される方は、官製往復はがきに、住所、氏名、年令及び「一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（神戸市域交通圏）事案に関する公聴会の傍聴を希望する」旨を記入するとともに返信用はがきにあて先を必ず明記した上、平成27年７月17日（金）までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会（東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　郵便番号100―8918）あてお申込みください（ただし、１人１通に限ります。）。

⑵　傍聴人の人数は50人以内とし、申込者多数の場合は、第三者の立会いによる抽選により選定します。

⑶　傍聴券は、平成27年７月31日（金）に発送します。

7　申請書その他の関係書類の閲覧場所

公述しようとする方は、公述申込書及び公述書等に係る文書を、平成27年７月21日（火）から平成27年８月６日（木）までの間、土曜日、日曜日及び祝日を除き毎日午前10時から午後５時まで、下記の場所において、閲覧することができます。

記

⑴　運輸審議会審理室　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　合同庁舎第２号館

⑵　神戸運輸監理部兵庫陸運部輸送部門　兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町34番地２

8　公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

9　その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室議事係（03―5253―8810）にお問い合わせください。

# 公　告

## 諮　事　項

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２７年（フ）第２１７号**
兵庫県姫路市香寺町中寺84番地29
債務者　谷口　　勝
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　順平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２７年（フ）第９８６号**
大阪府茨木市南安威２丁目８番13―306号
債務者　小原　一郎
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深井　智樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１９７８号**
大阪市生野区新今里２丁目11番18号　エクセルハイツ新地公園３Ｂ
債務者　髙山勇進こと　髙　　勇進
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　卓輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２０７７号**
大阪市東住吉区住道矢田６丁目４番16号　レフィナードＳ・Ｙ302号
債務者　中野　孝男
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１２８号**
大分県由布市挾間町赤野240番地
債務者　河野　浩二
1　決定年月日時　平成27年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　　茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第８３２号**
札幌市中央区北３条西30丁目２番13―201号
債務者　松岡祐美子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本間　裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第９４号**
沖縄県那覇市字安里16番地　儀間アパートＢ－７
債務者　大城千鶴子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　恵介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２７年（フ）第２２２０号**
大阪市東住吉区住道矢田４丁目17番22号
債務者　玉村工房こと　玉村　弘忠
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　喜多　鉄春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部